

# 国東市議会大規模災害対応指針

平成30年10月23日

国東市議会全員協議会

## ※はじめに

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされてきている。近年、地震災害のみならず、水害、暴風災害が多数発生しており、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員として何らかの行動指針の必要性を感じたところである。また、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めるものである。更に、今後国東市議会業務継続計画（国東市議会BCP）の策定に向け検討をする必要がある。

## 1 基本方針

議会は、議事機関として重要な政策、計画、事業等ならびに予算及び決算について、主権者である市民の付託に応え、市長等執行機関の市政運営状況を監視及び評価するなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時にあつては、これらの本来の機能とは別に執行部側と情報を共有・連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は大規模災害時の議会としての対応としての基本方針を、以下のとおり定める。

- (1) 国東市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が、迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう大局的な見地から必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、県、政党、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

### (対応の基本方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、災害対策本部が行う対応に最大限の協力をする。
- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- ③ 議長、副議長ともに事故があるときは、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長の順に議長及び副議長の職務を代理する。

- ④ 議長は、必要に応じ国東市議会災害対応連絡会議（以下「災害対応連絡会議」という。）を設置し、災害対策本部より情報の提供を求め、状況確認と所要の対応を行う。
- ⑤ 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- ⑥ 特に災害対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう、議員からの情報及び要望は、緊急な場合を除き、災害対応連絡会議で取りまとめ提出する。

## 2 大規模災害発生時の対応

### ※想定される大規模災害

#### ○地震

市域で震度5強以上の地震が発生したとき。及び災害対策本部が設置されたとき。

#### ○風水害

大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

#### ○地震及び風災害以外の災害

航空災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、広域停電等で大規模災害へ拡大する恐れのある場合で、災害対策本部が設置されたとき。

### ※災害発生時の対応

[初動期]（災害発生から概ね24時間が経過するまで）

#### （1） 会議開催中の対応

- ① 議長又は委員長は会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ会議を休憩又は散会し、議会事務局職員に避難誘導とその他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 議員は、速やかに自身の安全を確保し、被災者がある場合には、その救出・支援を行う。
- ③ 議員は、議会において待機することを原則とするが、地域での活動が行えるよう配慮し、状況に応じて行動する。

#### （2） 議員の対応

- ① 議員は、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所への誘導及び支援活動等にできる限り協力する。

#### （3） 議会の対応

- ① 議会事務局は、災害対策本部に情報の提供を求め、対応状況を速やかに議長、副議長に報告する。
- ② 議長及び副議長は、被害状況の報告を受け、必要があると判断した場合は直ちに登庁し、関係議員の参集を求め、災害対応連絡会議を設置するなど

の対応を行う。

- ③ 議長は、災害対応連絡会議を設置したときは、災害対策本部長に通知する。

#### [初動期経過後]

##### (1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望の情報収集に努め、必要に応じ議会事務局を通じ、災害対応連絡会議に情報を提供するとともに、地域の一人として避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

##### (2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供する。
- ② 議会事務局は、災害対策本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。
- ③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、災害対策本部長等との連絡調整にあたる。
- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、政党、関係公共機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。要望に当たっては広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図って行う。
- ⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

### 3 防災訓練等の実施

- ・議長は、必要に応じ議会の防災訓練等を行う。

### 4 この指針は、平成30年11月 1日から施行する。